

最低制限価格算定基準

(令和7年3月25日から適用)

地方自治法施行令第167条の10第2項
飯山市財務規則第108条（最低制限価格の設定）
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第3条第4号
公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第5号
飯山市最低制限価格制度実施要領

※ ~~平成31年4月中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルを採用~~

※ 令和6年4月中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルを採用

1 対象となる入札

(1) 予定価格130万円を超える建設工事の入札

(2) 予定価格50万円を超える建設コンサルタント業務等の入札

※ ただし、対象入札の性質、目的その他特別の理由により市長（＝指名業者選定委員会）が認めた場合は、最低制限価格制度を適用しないことができる。

2 算出方法

(1) 予定価格130万円を超える建設工事

・ 直接工事費 × 97%
・ 共通仮設費 × 90%
・ 現場管理費 × 90%
・ 一般管理費等 × 68%
の合計額（税抜き）（1円未満の端数が生じた場合は切り捨て）

ただし、入札書比較金額の75%を下限、92%を上限とする。

※ なお、上記による合計額を適用することが適当でないと認められる場合には、上限と下限の範囲内の額とすることができる。

(2) 予定価格50万円を超える建設コンサルタント業務等

測量業務

・ 直接測量費 × 100%
・ 測量調査費 × 100%
・ 諸経費 × 50%
の合計額（税抜き）（1円未満の端数が生じた場合は切り捨て）

ただし、入札書比較金額の60%を下限、82%を上限とする。

建築関係の建設コンサルタント業務

- ・ 直接人件費 × 100%
- ・ 特別経費 × 100%
- ・ 技術料等経費 × 60%
- ・ 諸経費 × 60%

の合計額（税抜き）（1円未満の端数が生じた場合は切り捨て）

ただし、入札書比較金額の60%を下限、80%を上限とする。

土木関係の建設コンサルタント業務

- ・ 直接人件費 × 100%
- ・ 直接経費 × 100%
- ・ その他原価 × 90%
- ・ 一般管理費等 × 50%

の合計額（税抜き）（1円未満の端数が生じた場合は切り捨て）

ただし、入札書比較金額の60%を下限、81%を上限とする。

地質調査業務

- ・ 直接人件費 × 100%
- ・ 間接調査費 × 90%
- ・ 解析等調査業務費 × 80%
- ・ 諸経費 × 50%

の合計額（税抜き）（1円未満の端数が生じた場合は切り捨て）

ただし、入札書比較金額の3分の2を下限、85%を上限とする。

補償関係コンサルタント業務

- ・ 直接人件費の額 × 100%
- ・ 直接経費の額 × 100%
- ・ その他原価 × 90%
- ・ 一般管理費等 × 50%

の合計額（税抜き）（1円未満の端数が生じた場合は切り捨て）

ただし、入札書比較金額の60%を下限、81%を上限とする

※ なお、上記による合計額を適用することが適当でないと認められる場合には、上限と下限の範囲内の額とすることができる。

最低制限価格算定基準

見え消し版

(令和 7 年 3 月 2 5 日から適用)

地方自治法施行令第167条の10第2項
飯山市財務規則第108条（最低制限価格の設定）
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第3条第4号
公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第5号
飯山市最低制限価格制度実施要領

※ ~~平成 31 年 4 月中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルを採用~~

※ 令和 6 年 4 月中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルを採用

1 対象となる入札

(1) 予定価格 130 万円を超える建設工事の入札

(2) 予定価格 50 万円を超える建設コンサルタント業務等の入札

※ ただし、対象入札の性質、目的その他特別の理由により市長（＝指名業者選定委員会）が認めた場合は、最低制限価格制度を適用しないことができる。

2 算出方法

(1) 予定価格 130 万円を超える建設工事

・ 直接工事費 × 9 7 %
・ 共通仮設費 × 9 0 %
・ 現場管理費 × 9 0 %
・ 一般管理費等 × ~~5 5 %~~ 6 8 %
の合計額（税抜き）（1 円未満の端数が生じた場合は切り捨て）

ただし、入札書比較金額の 7 5 % を下限、9 2 % を上限とする。

※ なお、上記による合計額を適用することが適当でないと認められる場合には、上限と下限の範囲内の額とすることができる。

(2) 予定価格 50 万円を超える建設コンサルタント業務等

測量業務

・ 直接測量費 × 1 0 0 %
・ 測量調査費 × 1 0 0 %
・ 諸経費 × ~~4 8 %~~ 5 0 %
の合計額（税抜き）（1 円未満の端数が生じた場合は切り捨て）

ただし、入札書比較金額の 6 0 % を下限、8 2 % を上限とする。

建築関係の建設コンサルタント業務

- ・ 直接人件費 × 100%
- ・ 特別経費 × 100%
- ・ 技術料等経費 × 60%
- ・ 諸経費 × 60%

の合計額（税抜き）（1円未満の端数が生じた場合は切り捨て）

ただし、入札書比較金額の60%を下限、80%を上限とする。

土木関係の建設コンサルタント業務

- ・ 直接人件費 × 100%
- ・ 直接経費 × 100%
- ・ その他原価 × 90%
- ・ 一般管理費等 × ~~48%~~ 50%

の合計額（税抜き）（1円未満の端数が生じた場合は切り捨て）

ただし、入札書比較金額の60%を下限、~~80%~~81%を上限とする。

地質調査業務

- ・ 直接人件費 × 100%
- ・ 間接調査費 × 90%
- ・ 解析等調査業務費 × 80%
- ・ 諸経費 × ~~48%~~ 50%

の合計額（税抜き）（1円未満の端数が生じた場合は切り捨て）

ただし、入札書比較金額の3分の2を下限、85%を上限とする。

補償関係コンサルタント業務

- ・ 直接人件費の額 × 100%
- ・ 直接経費の額 × 100%
- ・ その他原価 × 90%
- ・ 一般管理費等 × ~~48%~~ 50%

の合計額（税抜き）（1円未満の端数が生じた場合は切り捨て）

ただし、入札書比較金額の60%を下限、~~80%~~81%を上限とする

※ なお、上記による合計額を適用することが適当でないと認められる場合には、上限と下限の範囲内の額とすることができる。